

## 久留米市随意契約見積心得

### (目的)

第1条 久留米市及び久留米市企業局が行う物品の買入れ、物品の製造の請負及び物品の売払いに係る随意契約の場合における見積書の徴取その他の取り扱いについて、見積りを依頼されて見積りをしようとする者（以下「見積参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (法令等の遵守)

第2条 見積参加者は、地方自治法、久留米市契約事務規則その他の関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

### (公正な見積りの確保)

第3条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(1) 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

(2) 見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

### (仕様書等の熟知)

第4条 見積参加者は、久留米市の見積依頼書及び仕様書等に記載された契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りしなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、久留米市に対し説明を求めることができる。

### (見積りの方法)

第5条 見積参加者は、見積書を作成し、記名押印の上、見積依頼書で指定された要件に基づき提出しなければならない。

2 見積金額は、消費税抜きの金額を記載しなければならない。

3 見積書は、市役所契約課に備え付けの見積提出箱に投函するか、もしくは郵便をもって提出することができる。ただし、見積依頼書において指定した日時までに到着しないときは、当該見積りは無効とする。

### (見積りの辞退)

第6条 見積参加者は、第10条の規定による契約の相手方の決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。

2 見積参加者は、見積りを辞退するときは、見積書又は見積依頼書に辞退の旨を記入して久留米市に提出しなければならない。

3 見積りを辞退した者は、これを理由に以後の見積り参加について不利益な取り扱いを受けない。

### (見積りの取り止め等)

第7条 久留米市は第3条の規定に抵触する疑いがあるとき及び久留米市が必要と認めるときは、見積書の徴取及び見積り合わせを延期し、又は取り止めることがある。

### (見積りの無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とする。

(1) 見積書に金額の記載がないとき

(2) 法令又は見積りに関する条件に違反したとき。

(3) 同一見積参加者が2以上の見積りをしたとき。

(4) 見積書が所定の場所及び日時に到着しないとき。

- (5) 見積書に見積参加者の記名押印がなく、又は訂正箇所には訂正印がないとき。
- (6) 見積書の金額等に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。
- (7) 見積徴取の公正な執行を妨害したと認められるとき。

(再度見積り)

第9条 見積参加者から提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、必要に応じて再度の見積書の提出を依頼することができる。

- 2 再度提出された見積書においても予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、最低価格で見積った見積参加者との協議により相手方とすることができる。

(契約の相手方の決定)

第10条 見積参加者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって見積りをした者のうち、最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 契約の相手方に決定した者には、決定の通知として「発注伝票」をファックスにより送付する。

(同価格の見積りが二人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第11条 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が二人以上あるときは、直ちに、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

- 2 当該見積りをした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせることとし、見積りをした者はその結果に従わなければならない。この場合において、くじを引かない者は、くじ執行に関しての異議の申立てをしない旨が記載されたくじ執行依頼書に記名押印し、くじ執行前までに提出しなければならない。

(契約保証金等)

第12条 第10条の規定により契約の相手方に決定した者は、契約金額が300万円以上の場合は、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として指定する期限までに納付しなければならない。

ただし、契約保証金に代わる有価証券の納付があつた場合や履行保証保険の締結等によって契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではない。

(契約書等の提出)

第13条 第10条の規定により契約の相手方となつた者は、発注伝票を受けた日から7日以内に契約書(請書によるときは請書)に記名押印して提出しなければならない。

ただし、契約書及び請書の作成を省略する場合は、この限りではない。

- 2 契約書及び請書の様式は久留米市の指定様式とし、契約書は2部、請書は1部提出しなければならない。また、契約書には、久留米市暴力団排除条例に基づく誓約書1部を添付しなければならない。

(異議の申立)

第14条 見積りをした者は、見積り後、この心得、仕様書、図面、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第15条 その他、見積りについては、この心得に定めるほか、すべて久留米市の指示に従うものとする。